

北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会開催要領

(開催目的)

第1条 北海道循環資源利用促進税の税収を活用した事業（以下「循環税事業」という。）について、有識者等の参集を求め、意見聴取や意見交換を行うため、北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について意見聴取や意見交換を行う。

- (1) 循環税事業の施行状況及び効果に関すること。
- (2) 循環税事業のあり方に関すること。

(構成員等)

第3条 懇話会は、学識経験者など複数の委員により構成する。

2 懇話会には、事務局の指名により座長を置く。

(運営等)

第4条 懇話会は、環境生活部長が招集し、主催する。

2 やむを得ない事由により懇話会の開催が困難な場合においては、議事を記載した書面を委員に送付し、その意見等を徴することで懇話会の開催に代えることができる。

3 懇話会の事務局は、環境生活部環境局循環型社会推進課に置く。

附 則

この要領は、令和2年(2020年)11月25日から施行し、令和4年(2022年)3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、令和3年(2021年)9月21日から施行し、令和4年(2022年)3月31日をもって廃止する。